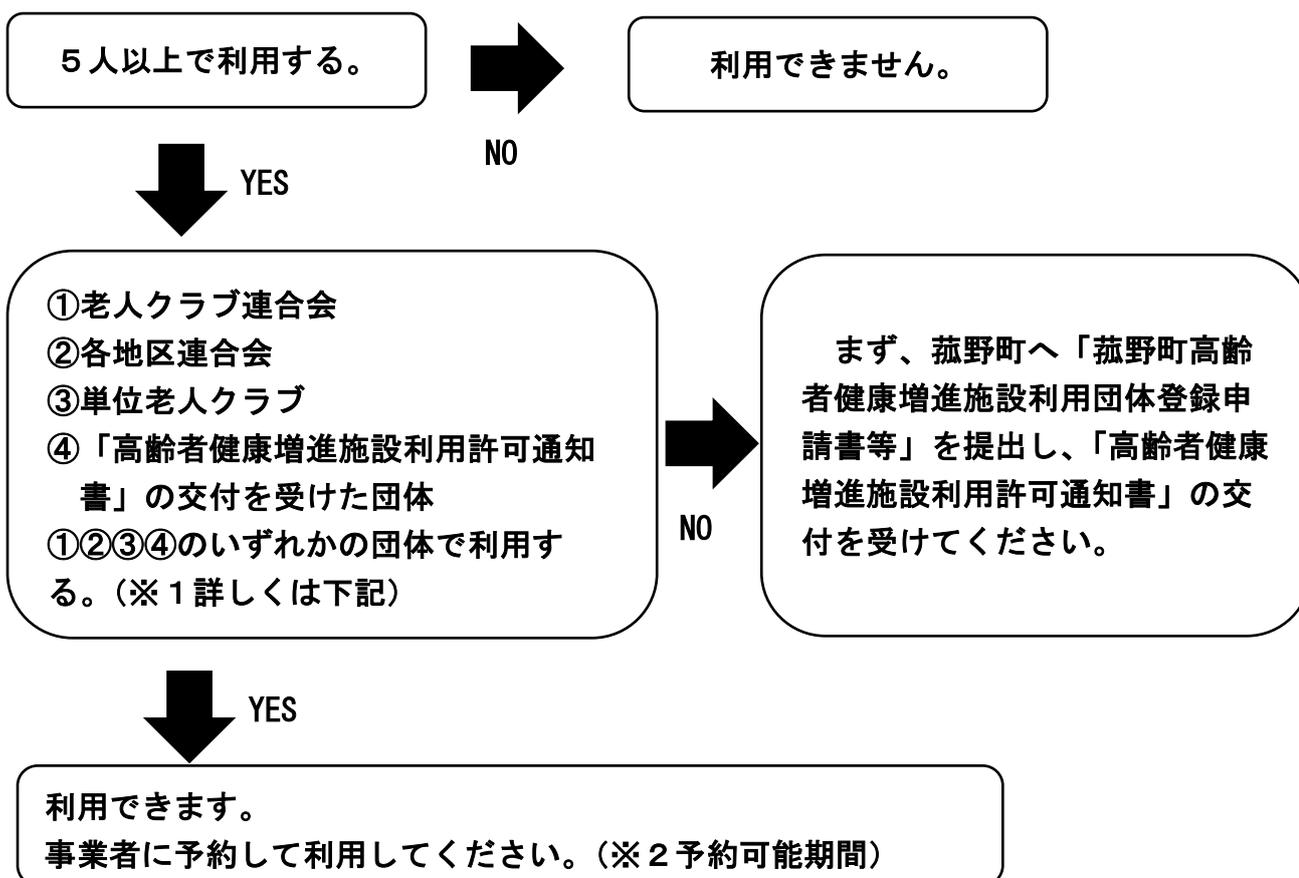


菰野町高齢者健康増進施設利用事業利用可否早見表

(菰野町高齢者健康増進施設利用事業実施要綱関係)



※1 (利用可能な団体)

- (1) 同一単位老人クラブに所属する5人以上での利用
- (2) 菰野町老人クラブ連合会が主催する行事等で、5人以上での利用
- (3) 菰野地区連合会、鶺川原地区連合会、竹永地区連合会、朝上地区連合会及び千種地区連合会が主催する行事等で、5人以上での利用
- (4) 菰野町に対して所定の団体登録を行った同一団体に所属する5人以上での利用
(注：老人クラブに加入している方も、65歳以上であることが必要です。)

※2 (予約可能期間)

予約については、利用日の1か月前から1週間前まで可能です。ただし、年度を越える予約については、翌年度の事業の継続が決定されなかった場合には、無効となりますのでご了承ください。(キャンセル・人数の変更は3日前までに事業者にご連絡してください。)

注意事項

- 利用の際は必ず菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿(様式第5号)を記入してください。
- 送迎場所は1回の利用につき、町内の2か所以内です。
- 飲食物、玩具・楽器等の持込は原則できません。
- 令和5年度に利用できる回数は1人2回までです。